

## 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

八戸市（以下「甲」という。）と階上町（以下「乙」という。）は、平成21年9月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

第1条 原協定第3条第1号アに次のように加える。

(ウ) 総合的な医療・健康対策の充実

a 取組の内容

総合的な医療・健康対策の充実を図るため、関連する機能を集約した拠点施設として（仮称）八戸市総合保健センターを整備し、圏域住民の利用に供する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

（仮称）八戸市総合保健センターを整備・運営することとし、必要な費用を負担するとともに、乙及び関係町村と連携し、圏域内における利活用を推進する。

(b) 乙の役割

（仮称）八戸市総合保健センターについて、甲及び関係町村と連携し、圏域内における利活用を推進する。

第2条 原協定第3条第1号ウ(ウ) a 中「（仮称）八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」を「八戸地域畜産関連産業振興ビジョン」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月20日

甲 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市

市長 小林 眞

乙 階上町大字道仏字天当平1番地87

階上町

町長 浜谷 豊美